

美しが丘西保木自治会会則

第1章 総則

(名称及び事務所)

第1条 この会は、美しが丘西保木自治会と称し（以下「会」という）、事務所を保木自治会館または会長宅に置く。

(区域及び会員)

第2条 1 会の区域は、美しが丘西1丁目・2丁目及び3丁目と元石川町については、保木自治会に属する区域とする。

2 会員は、区域内に居住する世帯主又はこれに準ずる者及び事業所の代表者とする。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 会は、会員相互の親睦をはかるとともに、会員相互及び会内外の諸団体との協力、協調のもとに、会員の教養を高め、福祉を増進し、地域生活環境の整備や防災などに努め、または行政との協議、協力をすすめつつ住民のための町づくりを行うことを目的とする。

(事業)

第4条 会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員相互の親睦に関すること。
- (2) 専門部活動に関すること。
- (3) 会内外の諸団体との連絡調整に関すること。
- (4) 行政情報の活用及び行政との連絡協議に関すること。
- (5) 所有する資産または受託した施設の管理及び運営に関すること。
- (6) 地域の町づくりに関すること。
- (7) その他、会の目的達成に必要な事業。

第3章 役員及び班長・相談役

(役員)

第5条 会に次の役員を置く。ただし、定数に中のある書記の人数はその範囲内で役員会で定める。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 書記 5名以上8名以内
- (4) 会計 2名
- (5) 部長 6名
- (6) 監事 2名

(役員を選出方法)

- 第6条
- 1 役員推薦委員の選出は、各組から選出する事を原則とし、現役員が行う。
 - 2 役員推薦委員の人数等は、役員会で決定する。
 - 3 役員推薦委員は、役員推薦委員会を構成し役員候補者の推薦を行う。
 - 4 役員は、役員推薦委員会が推薦した役員候補者を総会の承認を得て決定する。

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は次のように定める。

- (1) 会長は、会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその仕事を代行するとともに、会の総務、庶務的事項を担当する。
- (3) 書記は、会務を記録し、会の内外への連絡、広報などを行うとともに、関係機関からの広報誌等の収受、配分を担当する。
- (4) 会計は、会の出納事務を処理し、会計に必要な書類を管理する。
- (5) 部長は、専門事項を担当する。
- (6) 監事は、会務及び会計を監査する。

(任期)

- 第8条
- 1 役員の仕事は2年とし、再任を妨げない。
 - 2 補欠による役員の仕事は、前任者の残任期間とする。
 - 3 役員は、任期満了後でも後任者が就任するまで、その仕事を行うものとする。

(班長)

- 第9条
- 1 会に、班長を置く。
 - 2 班長は、各班ごとに選出し、その任期は原則として1年とする。

(相談役)

- 第10条
- 1 会に、相談役を置くことができる。
 - 2 相談役は、役員会の承認を得て会長が任命し、その任期は2年とし、再任を妨げない。
 - 3 会長が必要と認めるときは、会議に出席し意見を述べることができる。

第4章 会議

(総会)

- 第11条
- 1 総会は、会の最高議決機関であり、定時総会及び臨時総会とし、それぞれ会長が召集する。
 - 2 総会の議長は、出席会員の中から選出する。
 - 3 定時総会は、年1回開催する。
 - 4 臨時総会は、会長が必要と認めたとき、並びに役員会の要請及び会員の過半数の要請があったときに開催する。
 - 5 総会は、会員の過半数(委任状を含む)の出席をもって成立することを原則とするが、必要に応じて代議員で構成することができる。
 - 6 代表員数、選出方法については、役員会で決定する。
なお、代議員以外の会員は会長の承認を得て総会に出席し意見を述べることができる。
 - 7 総会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
 - 8 総会に付議する事項は、次のとおりとする。
 - (1) 事業計画並びに予算の承認
 - (2) 事業報告並びに会計決算の承認
 - (3) 資産管理報告の承認
 - (4) 会費改定の承認

- (5) 会則改正の承認
 - (6) 役員承認
 - (7) その他、会の重要事項に関すること
- 9 重要事項の中で急を要するものは、役員会で決議、執行し、次の総会に報告し、承認を得なければならない。

(役員会)

- 第12条 1 役員会は、会長が必要に応じ、また役員から要請があったときに会長が召集し、その議長となる。
- 2 役員会は、役員過半数をもって成立する。
 - 3 議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長が決める。
 - 4 役員会に付議する事項は、次のとおりとする。
 - (1) 総会に付議する事項
 - (2) 役員から提出された事項
 - (3) その他、会の運営に関し、会長が必要と認めた事項

第5章 組織

(専門部)

- 第13条 1 会に次の専門部を置く。
- (1) 防災防犯部
 - ア 防犯灯の設置、管理、防火、防災、防犯等に関する事項を担当する。
 - イ 消防団、家庭防災員の会会員等と連携する。
 - (2) 環境衛生部
 - ア ゴミ処理、資源回収、清掃、衛生等に関する事項を担当する。
 - イ 環境事業推進員等と連携する。
 - (3) 交通安全部
 - ア 交通危険箇所の点検、不法駐車問題、通学路等の交通安全対策に関する事項を担当する。
 - イ 交通安全協会、学校、PTCA等と連携する。
 - (4) 文化スポーツ部
 - ア 文化、体育、レクリエーション等に関する事項を担当する。
 - イ スポーツ推進委員、青少年指導員、子ども会、おやじの会、学校等と連携する。
 - (5) 社会福祉部
 - ア 各種募金、敬老事業、青少年の健全育成等の社会福祉事業に関する事項を担当する。
 - イ 民生委員・児童委員、青少年指導員、保健活動推進委員、保護司、老人会、子ども会、学校等と連携する。
 - (6) 施設管理部
 - ア 自治会館、受託施設等の管理、運営等に関する事項を担当する。
- 2 役員会が必要と認めたときは、臨時の専門部を設けることができる。
- 3 役員会が必要と認めたときは、各部に副部長ほかの役職、部員を置くことができる。

(協力組織及び委員)

第14条 会は、地域の諸組織及び各種関係委員と協力して、会の目的実現に努める。

(組及び班)

第15条 1 会の運営を円滑に行うため、組及び班を置く。

2 班の編成は、当該班員の協議を経て、役員会の承認を受ける。

3 班は、班員の中から班長を選出する。

4 班長は原則として輪番制とする。ただし、高齢者及び身体障害者等で、業務の遂行が困難であると認められる場合は、本人の申し出により免除することができる。

第6章 会 計

(会計年度)

第16条 1 会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月末日に終わる。

(収 入)

第17条 1 会の収入は、次の収入により運営する。

(1) 会費

(2) 交付費

(3) 寄付金

(4) その他

(会 費)

第18条 1 会費の額は、1世帯月額とし、総会で定めた額とする。

2 会費は、各班ごとに集金し、班長がまとめて毎月末迄に納入するものとする。

なお、会費の納入は複数月まとめて前納することができる。

3 会員に特別の事情がある場合は、役員会の承認を経て、会費を減免することができる。

4 会計年度の途中で入会した場合は、入会時の当月からの会費を納入するものとする。

5 会計年度の途中で退会し、退会した翌月以降の分までを前納している場合は、その分について払い戻すことができる。

(支 出)

第19条 1 支出は、総会で議決された予算にもとづき会の目的にそって行う。

2 会員には、細則に定める弔慰金を贈呈することができる。

(会計及び資産帳簿の整備)

第20条 1 会の収入、支出及び資産を明らかにするために、会計及び資産に関する帳簿を整備する。

2 会員が、会長に対し、帳簿等の閲覧を請求したときは、閲覧させなければならない。

第7章 監 査

(監査と報告)

第21条 1 監事は、年度終了後に監査を行い、総会に報告する。

第8章 入会および退会

(入 会)

第22条 1 入会しようとする者は、班長を経て会長へ届け出るものとする。

- 2 会の区域内に入居した世帯又は事業所の開設があったときは、会の案内をするものとする。

(退 会)

- 第23条 1 会員の退会は次の場合とし、班長を経て会長へ届け出るものとする。
- (1) 会の区域内に居住しなくなったとき
 - (2) 本人の申し出があったとき

第9章 個人情報

(個人情報の取扱い)

- 第24条 1 本会が自治会活動を推進するために必要とする個人情報の取得、利用、提供及び管理については「美しが丘西保木自治会個人情報取扱細則」に定め適正に運用する。

第10章 附 則

(会則の改廃)

- 第25条 1 会則の改廃は、総会の議決を経なければならない。

(細則の制定)

- 第26条 1 役員会は、この会則を実施するに当って必要がある場合は、細則を定めることができる。
- 2 役員会は、細則を制定したときは、次の総会に報告する。

(施行期日)

- 第27条 1 この会則は、昭和48年4月1日より施行する。
- 2 この会則は、平成元年4月15日より施行する。
 - 3 この会則は、平成2年4月1日より施行する。
 - 4 この会則は、平成8年4月1日より施行する。
 - 5 この会則は、平成9年4月20日より施行する。
 - 6 この会則は、平成11年4月18日より施行する。
 - 7 この会則は、平成15年4月21日より施行する。
 - 8 この会則は、平成29年4月16日より施行する。